

# 第一号議案

施設取得資金の取崩しについて



## 施設取得資金の取崩しについて

### 1 概要

当看護協会の訪問看護ステーション事務所施設取得を目的として、平成23年度から平成36年度（令和6年度）の期間で資金の積立を行ってきたが、対象施設を取り巻く状況の変化に伴い、積立計画期間の満了に合わせ「事務所施設取得計画」を中止し、これまで積み立ててきた当該施設取得資金を取り崩すもの

#### (1) 事務所施設取得計画

- ア 対象施設 かわさき南部訪問看護ステーション及び向丘訪問看護ステーション
- イ 積立限度額 6,000万円（3,000万円×2か所）
- ウ 積立期間 平成23年度から平成36（令和6）年度までの14年度間

#### (2) 令和6年度末の積立額

- ア 金額 50,785,711円
- イ 内訳
  - ① 22,980,811円  
公益目的事業から生じた剰余金
  - ② 27,804,900円  
協会が公益法人化以前から所有していた流動資産等

### 2 計画終期における対象施設の状況等

#### (1) かわさき南部訪問看護ステーション

経営上の理由から令和5年3月末に閉所

#### (2) 向丘訪問看護ステーション

現在の賃貸物件が好条件（家賃が割安、駐車場6台分確保）であること等から、現事務所での事業継続が望ましく移転の必要性は解消

### 3 施設取得資金積立額の取崩し

上記状況から、当該施設取得資金は、事務所施設取得計画期間の満了に合わせ、一旦全額の取崩しを行う（令和7年3月31日付け）。

### 4 取崩し後の資金の活用方針

#### (1) 新たな積立制度への積立と新たな計画の策定

- ア 法改正に伴い令和7年度から新設された積立制度「公益充実資金」を活用して、取り崩した資金を積立て、剰余金（22,980,811円）の解消を図る
- イ 今後の施設取得等、「公益充実資金」の活用計画の策定を可及的速やかに行い、必要額を積立てる。

#### (2) 上記の積立の用途及び必要額等に関する現在の検討状況

- ア かわさき訪問看護ステーションの課題（事務所の狭隘等）解消のため、移転の可能性を検討し、これに係る費用や不動産物件の情報収集を行っている。
- イ その他、IT化の推進、公用車の買替など将来の公益目的に資する事業の検討